

## 環境問題

# 問 候補地 佐野は不適と回答すべき 答 前回佐野は3次選定まで残つた



小林英雄議員

う名称で、どのようにして決められたものか。

**村長** 前回、3次選定まで残った佐野を、村が不適とするのはどうかと考えたものです。

「一般廃棄物処理基本計画」とい、平成9年2月に、白馬村・小谷村・美麻村と白馬山麓環境施設組合との共同計画として策定しました。

**問** 広域連合ごみ処理施設検討委員会では、10月に報告がまとめられる予定です。

① 村長は広域連合長からの候補地に関する調査依頼に対し、佐野について「自然環境保全のため候補地として不適」とする回答書を出すべきだったのではないか。

② 委員会で検討中の「ごみ処理広域化基本計画」では、「ごみ排出抑制計画の詳細は「各市村のごみ処理基本計画などによる」と書かれているが、村の「基本計画」は、どうい

**問** 最近、固定資産評価額について疑問を提起

した納税者が、役場から文書で修正案を示されました。その概要是、土地8550m<sup>2</sup>の課税標準額1363万円を372万円に、また課税額19万円を5万2千円に修正するというものです。

直後、役場から新たな文書が出されました。その概要是、修正額算出の説明に続き、「納



最終建設候補地 提言 大町市三日町 視察

得できる評価額ではないということだと、村として価格交渉を進めることはできない。不服申立ては白馬村固定資産審査委員会に行えるが、申立て期間は納税通知後60日間で、

本年は日限を過ぎていて「いうものです。  
そして、その後届いた督促状の税額は、当初のものと同じであったということです。  
① 固定資産評価額の計算書を納税者に示して税額の説明をしたのか。

② 役場が出した2つの文書は、現在でも有効と考えているか。

1通目の文書は、案であって決定ではありません。

2通目の文書は、問合せに対する説明と不服審査制度の説明であり、1通目の文書を2通目で取消しています。

**問** 「評価額が適正な時価を上回れば違法」とした最高裁判例は知っているか。

判決の概要については知っています。

**問** 固定資産税は村と納められるものなのか。

税者との交渉により決議されたもので、固定資産評価審査委員会に不服を申立てて審査していただくというのが基本です。